

第 1 2 回「議会のあり方」検討協議会 協議概要

- 1 日 時 平成 25 年 1 月 22 日（火）午後 2 時 00 分から午後 4 時 16 分まで
- 2 会 場 議会棟 3 階 第 1 委員会室
- 3 出席者 （委 員）小川委員長、奥井副委員長、
石井委員、宇留間委員、岡田委員、川岸委員、
白鳥委員、中村委員、福谷委員、福永委員、
布施委員、山浦委員、山本委員、湯浅委員、
松坂委員、米持委員
（事務局）田野事務局長 他 13 人
- 4 傍聴者 （議 員）麻生議員、段木議員、佐々木（友）議員、山田議員
（一般傍聴者）3 人
（記 者）1 人

5 協議事項及び協議結果

（1）第 1 1 回検討協議会における協議概要等について

10 月 1 日に開催した第 1 1 回の協議概要及び 10 月 3 日に開催した第 3 回経過報告会の協議概要について資料を配付し、了承を得た。

（2）第 1 部会協議結果報告について

部会長より、第 1 部会協議結果報告書により報告が行われ、この報告書を第 1 部会の結論とすることについて了承が得られた。

議員報酬の 5 % 減額措置を継続することについては、報告書に記載のとおり、現行の議員報酬の本則額が妥当であるとの協議結果が出ていることから、次年度に継続しないという意見や、報告書の協議結果は尊重するが、あくまで本則についての協議結果であり、本市の財政状況を考慮した議論はなされていないなどの意見が出された。協議の後、議員報酬の減額措置について、第 1 部会で再度協議を行うよう委員長から発言があり了承を得た。

（3）第 2 部会協議結果報告について

部会長より、第 2 部会協議結果について報告が行われた後、提出された報告書を第 2 部会の結論として了承した。

(4) 政務調査費の交付に関する条例等の改正について

幹事長会議において作成された「政務活動費の交付に関する条例(素案)」を提示し、事務局の説明の後、1条ずつ協議を行った。第9条及び第14条以外の条項及び別表については、了承を得た。

第9条については「国内外における」及び「姉妹友好都市交流」を記載することについて、あえて記載する必要はないという意見や政務活動費ではなく議会費で予算要求すればいいのではないかという意見などが出された。

第14条については、収支報告書の閲覧を請求できる者の範囲について、従来通り「何人も」とする意見と、「市(区)内に住所を有する者」・「市(区)内に事務所又は事業所を有する個人又は法人」に限定すべきという意見が出された。

協議の結果、各会派に持ち帰り次回の会議で再度協議することとなった。

(5) 次回の開催日程について

第13回 2月4日(月) 午後1時30分から